

# バランス食生活の啓発活動



## 【消費者庁ウェブサイトトップページでの周知】



**安心安全**  
豊かにくらしを創る社会に  
夢がけに専らせる社会の実現に  
向け、消費者庁は消費者の  
生活者の利益を第一に考え行  
動します。

**トクホや機能性表示食品は、バランスのとれた食生活とともに利用しましょう。**

- 正しい食生活を営むためには、主食・主菜、副菜を基本に、食事のバランスをとることが大切です。
- 特定保健用食品（トクホ）や機能性表示食品を食生活の中に上手に取り入れ、健康の維持増進に役立ててください。

2015年8月6日（消費者庁の取組へ）  
● 食の安全のために「食品表示  
規制法」



## 【パンフレットによる周知】

**消費者の応援へ**  
機能性が表示されている食品を購入する際は、  
キッズコビにだけでなく、パングッズの表示も  
しっかり確認しましょう！

機能性が表示されている食品は、  
トクホや機能性表示食品、特定保健用食品（トクホ）  
には「キッズコビ」の表示が義務づけられています。  
また、トクホや機能性表示食品の表示には「パングッズ」の表示も義務づけられています。  
パングッズとは、食品の成分や栄養成分、アレルギー表示、消費期限、賞味期限、製造年月日、製造番号、生産国等の表示です。

消費者が食品の成分や栄養成分、アレルギー表示、消費期限、賞味期限、製造年月日、製造番号、生産国等の表示を確認し、安心して食品を購入できるように、消費者庁は、消費者の応援のために、トクホや機能性表示食品、特定保健用食品（トクホ）の表示に関するパンフレットを作成しました。

このパンフレットは、消費者が食品の成分や栄養成分、アレルギー表示、消費期限、賞味期限、製造年月日、製造番号、生産国等の表示を確認し、安心して食品を購入できるように、消費者庁は、消費者の応援のために、トクホや機能性表示食品、特定保健用食品（トクホ）の表示に関するパンフレットを作成しました。



## 【政府広報を活用した啓発】

- ・保健機能食品について、バランスの良い食生活を基本に賢く利用を進めるために、政府広報による啓発を行っています。
- ・で政府広報における掲載状況は、消費者庁のツイッターで、広く消費者に周知しています。

媒体	時期	概要
モバイル端末 The News	27年12月	・スマートフォン上のニュースサイト上の広告
音声広報CD 「明日への声」	29年1月	・点字図書館等への配布 ・インターネット上でも内容を音声や文字で紹介
モバイル端末 The News	29年2月	・スマートフォン上のニュースサイト上の広告
ウェブсайт 政府広報 オンライン	29年3月～	・インターネット上の政府広報サイト内「暮らしに役立つ情報」コーナーで、特集を掲載
モバイル端末 Yahoo!ニュース	29年3月～4月	・スマートフォン上のニュースサイト上の広告
政府広報ラジオ 秋元才加の Weekly Japan!!	29年6月	・ラジオ番組（全国38局ネット）で紹介



# 健康食品に関する 景品表示法及び健康増進法上の 留意事項について（要約版）

## ● 景品表示法及び健康増進法による健康食品の虚偽誇大表示等の禁止

健康の保持増進の効果等が必ずしも実証されていないにもかかわらず、当該効果等を期待させるような健康増進法上の虚偽誇大表示や景品表示法上の優良誤認表示（これらを併せて「虚偽誇大表示等」という。）に該当する宣伝等は、禁止の対象となる。なお、これらの法律の規定は、特定の文言や表現等を一律に禁止するものではなく、その適用は、表示全体の訴求内容により判断される。

表示について具体例や違反事例などを解説



## ● 「健康食品」の定義

本留意事項では、トクホや機能性表示食品等の保健機能食品を含め、健康増進法に定める健康保持増進効果等を表示して食品として販売に供する物を「健康食品」という。

## ● 「健康保持増進効果等」とは

「健康保持増進効果等」は、健康状態の改善又は維持を目的とした「健康の保持増進の効果」と「内閣府令で定める事項」に分類され、疾病の治療又は予防を目的とする効果、身体の組織機能の増強を主たる目的とする効果、栄養成分の効果、人の身体の美化に資する効果等が該当し、暗示的又は間接的に表現するものも含む。

## ● 景品表示法及び健康増進法上の「表示」とは

顧客を誘引するための手段として行う広告その他の表示であって、各種広告媒体における表示のみならず、口頭勧誘等も該当する。なお、商品名を広告等において明示しない場合であっても、広告等における説明などによって特定の商品に誘引するような事情が認められるときは、景品表示法及び健康増進法上の「表示」に該当する。

## ● 規制の対象となる者

景品表示法において規制の対象となるのは、商品・サービスを供給する事業者であるが、健康増進法は「何人も」虚偽誇大表示をしてはならないと定めているため、食品の販売業者等に限定されることなく「食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をする者」であれば、規制の対象となり得る。

## ● 景品表示法及び健康増進法上の「著しく」とは

広告は、通常、ある程度の誇張を含むものであり、一般消費者もある程度の誇張が行われることを通常想定しているため、社会一般に許容される程度の誇張であれば取締りの対象とはせず、「著しく」人を誤認させるなどの「虚偽誇大表示等」を禁止している。例えば、一般消費者が、実際に得られる真の効果が広告その他の表示に書かれたとおりではないことを知っていれば、その食品に誘引されることは通常ないと判断される場合は、「著しく」に該当する。



## ● 不実証広告規制における「合理的な根拠」の判断基準とは

合理的な根拠資料を示すことができない効果・性能の広告その他の表示は、景品表示法第7条第2項の規定に基づき優良誤認表示とみなされる。この規制の適用についての考え方は、「不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項の運用指針-不実証広告規制に関する指針-」に示されており、表示の裏付けとなる資料に関する「合理的な根拠」の判断基準は、次のとおりである。

- ① 提出資料が客観的に実証された内容のものである
- ② 表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応している

● 痩身効果についての広告例（本留意事項詳細版から抜粋）

この広告例は、表示内容全体から、あたかも、この健康食品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく、短期間で容易に著しい痩身効果が得られるかのように表示しているものといえる。しかし、実際には、消費エネルギーが摂取エネルギーを上回らない限り、人は痩せないのであって、特定の健康食品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく、短期間で容易に著しい痩身効果が得られることはないのだから、この広告例は虚偽誇大表示等に当たるおそれがある。

特定用語や文言の使用も禁止するのではなく、表現・写真・イラストの含みも全体で判断



2014年〇〇ショッピング  
★ 最優秀ランキング ダイエット部門 1位

2015年〇〇ストア  
★ 最優秀ランキング ダイエット部門 1位

★ テイラーランキングでも、1位常連

★ TV・雑誌等のメディア紹介実績  
多数あり

★ あのモデルや芸能人も愛用者！

当社調べ  
※ 当社が販売するダイエットサプリメント

1 2014年〇〇ショッピング  
★ 最優秀ランキング ダイエット部門 1位

2 2015年〇〇ストア  
★ 最優秀ランキング ダイエット部門 1位

3 テイラーランキングでも、1位常連

4 TV・雑誌等のメディア紹介実績  
多数あり

5 あのモデルや芸能人も愛用者！

1

ブヨブヨお腹が、たったの1粒で...

たったの1粒で、飲むだけでドンドン落ちる！

管理栄養士が発見！

「ブヨブヨお腹」とは、  
もうさようなら！

「ブヨブヨ」は、  
「ブヨブヨ」が大好きで、  
いつも太り過ぎるお悩み、  
「ブヨブヨ」も気になるんだ、  
ど、やっぱり美味しいものが  
食べたい！という方も、  
そんなあなたに強い味方！  
食事制限しなくても、  
もっちりとしたお腹を、  
スッキリと目立たせよう！

「ブヨブヨ」は、  
「ブヨブヨ」が大好きで、  
いつも太り過ぎるお悩み、  
「ブヨブヨ」も気になるんだ、  
ど、やっぱり美味しいものが  
食べたい！という方も、  
そんなあなたに強い味方！  
食事制限しなくても、  
もっちりとしたお腹を、  
スッキリと目立たせよう！

「ブヨブヨ」は、  
「ブヨブヨ」が大好きで、  
いつも太り過ぎるお悩み、  
「ブヨブヨ」も気になるんだ、  
ど、やっぱり美味しいものが  
食べたい！という方も、  
そんなあなたに強い味方！  
食事制限しなくても、  
もっちりとしたお腹を、  
スッキリと目立たせよう！

「ブヨブヨ」は、  
「ブヨブヨ」が大好きで、  
いつも太り過ぎるお悩み、  
「ブヨブヨ」も気になるんだ、  
ど、やっぱり美味しいものが  
食べたい！という方も、  
そんなあなたに強い味方！  
食事制限しなくても、  
もっちりとしたお腹を、  
スッキリと目立たせよう！

8 成功続々！！  
あなたもブヨブヨは1粒で消さない！

Before	After
体脂肪率 28.5%	21.5%
BMI 27.5	23.5
体高 165cm	165cm
体重 75kg	65kg

1粒で0.4kg減！  
人生を変える  
驚きの効果！

10 30日間全額返金保証

ぶよぶよファイバー 3,000円

初回ご注文の方に限り  
送料6,000円（税込）  
3,000円（税込）  
送料無料

お申込みはお電話かハガキ・FAXで！

0120-〇〇-△△△△ (24時間受付)

FAX 03-1234-△△△△ (24時間受付)

株式会社〇〇△△△  
〒100-〇〇〇〇 東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号

申込番号 9A7



※ 本留意事項の詳細版は、消費者庁ウェブサイトで公表しています。

消費者庁 健康食品 留意事項

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/pdf/160630premiums\\_9.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160630premiums_9.pdf)

【問合せ先】 消費者庁表示対策課食品表示対策室  
〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館  
電話03-3507-8800（代表）

（平成28年11月作成）